

印旛地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（ウェブ開催）

傍聴要領

1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事前に、ちば電子申請システム、電子メールファックス等で申し込みをしてください。（会議運営の都合により人数制限を設けることがあります。）
- (2) 傍聴者は、当日、会議開始予定時刻の20分前までにウェブ会議に参加して、事前に事務局から示された方法により受付を済ませてください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 委員等と区別するため、会議参加時の表示名を「傍聴者」とすること（氏名や所属を表示する必要はありません）。
- (2) 会議中は、マイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないこと。
- (3) 会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他、秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、上記2のほか、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記3（1）に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 その他

傍聴を希望される方で、手話通訳、要約筆記、点字資料等の配慮が必要な方は、原則として会議開催10日前（土・日・祝日を除く）までに印旛保健所企画課までお申し出ください。

附則 この要領は、平成28年8月5日から施行する。

附則 この要領は、令和4年9月29日から施行する。

附則 この要領は、令和5年9月27日から施行する。

附則 この要領は、令和6年2月16日から施行する。

印旛地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（ウェブ開催）
傍聴に関する注意事項

会議の傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。
守っていただけない場合には、会議から退室していただくことがあります。

1. 委員等と区別するため、会議参加時に表示名を「傍聴者」としてください（氏名や所属を表示する必要はありません）。
2. 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないでください。
3. 会議の録音や録画、写真撮影等を行わないでください。
4. その他、秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。